ロ　当該役員の法定代理人が法人である場合　当該法定代理人に係る第二十条第二項第一号イから二までに掲げる書類（法定代理人の役員が未成年の場合にあっては、当該役員の法定代理人（法人に限る。）に係る同号イからニまでに掲げる書類又は当該役員の法定代理人（個人に限る。以下このロにおいて同じ。）の住民票の写し及び履歴書並びに当該役員の法定代理人の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該役員の法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）を含む。）

十　（略）

3～7　（略）

（法第十三条第四号の厚生労働省令で定める者）

第九条の二　法第十三条第四号ロの厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により建設業務有料職業紹介事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

2　法第十三条第四号ハの厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により建設業務労働者就業機会確保事業に関する措置を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（認定団体に係る変更の届出）

第十二条　認定団体は、第九条第二項第二号、第五号又は第七号から第九号までのいずれかに掲げる書類の内容に変更があったときは、速やかにその変更に係る書類を添付して、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

（法第十八条に関する事項）

第十三条　（略）

2　（略）

3　法第十八条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

一～三　（略）

四　事業所ごとに選任する職業紹介責任者（法第三十条第一項の規定により読み替えて適用する職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の十四の規定により選任する職業紹介責任者をいう。以下同じ。）の住民票の写し、履歴書及び第十九条の二の規定により読み替えて適用される職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）第二十四条の六第二項第一号に規定する講習を修了したことを証する書類（以下第十七条までにおいて「受講証明書」という。）並びに当該職業紹介責任者の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該職業紹介責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）

五　（略）

4　（略）

（法第二十三条に関する事項）

第十六条　（略）

2　（略）

ロ　当該役員の法定代理人が法人である場合　当該法定代理人に係る第二十条第二項第一号イからハまでに掲げる書類（法定代理人の役員が未成年の場合にあっては、当該役員の法定代理人（法人に限る。）に係る同号イからハまでに掲げる書類又は当該役員の法定代理人（個人に限る。）の住民票の写し及び履歴書を含む。）

九　（略）

3～7　（略）

（新設）

（認定団体に係る変更の届出）

第十二条　認定団体は、第九条第二項第二号、第五号、第七号又は第八号に掲げる書類の内容に変更があったときは、速やかにその変更に係る書類を添付して、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

（法第十八条に関する事項）

第十三条　（略）

2　（略）

3　法第十八条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

一～三　（略）

四　事業所ごとに選任する職業紹介責任者（法第三十条第一項の規定により読み替えて適用する職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の十四の規定により選任する職業紹介責任者をいう。以下同じ。）の住民票の写し、履歴書及び第十九条の二の規定により読み替えて適用される職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）第二十四条の六第二項に規定する講習を修了したことを証する書類（以下第十七条までにおいて「受講証明書」という。）

五　（略）

4　（略）

（法第二十三条に関する事項）

第十六条　（略）

2　（略）